水戸市下水道施設包括運営事業（更新支援型）
＜仮称＞に関する基本契約書（案）

令和 8 年 11 月

水戸市上下水道局

業 務 委 託 契 約 書

１　業務名 水戸市下水道施設包括運営事業（更新支援型）＜仮称＞

２　履行期間 令和 10 年 4 月 1 日から令和 20 年 3 月 31 日まで

３ 履行場所 水戸市第 1 号公共下水道区域（公共下水道施設の設置場所）

４ 委託料予定総額 ￥ ●－
　うち取引に係る消費税及び地方消費税の予定額 ￥ ●－

５ 契約保証金　免除
　なお、各実施契約に係る契約保証については、第 14 条の定めによる。

６ 支払条件　各事業年度における委託料及び支払条件は、基本契約書及び当該事業年度に係る実施契約に定めるところによる。

上記業務について、委託者 水戸市と受託者 ●株式会社（乙が共同企業体である場合は、●共同企業体）は、各々の対等な立場における合意に基づいて別紙の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書●通を作成し、当事者記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和 10 年●月●日

委託者 住 所
　　氏 名　　印

受託者
代表者 住 所
　　氏 名　　印

受託者
構成企業 住 所
　　氏 名　　印

受託者
構成企業 住 所
　　氏 名　　印

目次

第１章　総 則 1
第１条（用語の定義） 1
第２条（言語） 4
第３条（通貨） 4
第４条（計量単位） 4
第５条（期間の計算） 4
第６条（時刻） 4
第７条（準拠法） 4
第８条（責任負担） 4
第９条（共同企業体） 5
第10条（指示等） 5
第11条（業務の実施方法等） 6
第12条（秘密保持義務） 6
第13条（書面主義） 7
第14条（履行の保証） 7
第15条（契約の譲渡等） 7
第16条（著作物の使用等） 8
第17条（特許権等の使用） 8
第18条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重） 8
第19条（貸与品等） 8
第20条（帳簿等の保存） 9
第２章　業務の実施 10
第１節　総則 10
第21条（本委託の概要） 10
第22条（事業期間） 10
第23条（実施契約の締結） 10
第24条（法令の遵守等） 11
第25条（事業の実施体制等） 11
第26条（監理責任者） 12
第27条（統括管理責任者） 12
第28条（自家用電気工作物の保安管理） 13
第29条（事業開始に伴う既存施設等の確認及び使用） 13
第30条（事業開始に伴う業務引継ぎ等） 14
第31条（ユーティリティ等の調達） 14
第32条（再委託） 15
第33条（許認可） 15
第２節　事業実施計画 15

第 34 条（事業実施計画書の策定） 15
第 35 条（5 箇年事業実施計画書） 15
第 36 条（年間事業実施計画書） 16
第 37 条（年間修繕計画書及び突発修繕） 16
第 38 条（事業継続計画（BCP）及び危機管理マニュアル） 17
第 39 条（事業実施計画書の修正） 17
第 3 節　業務の実施 18
第 40 条（施設更新等の請求） 18
第 41 条（施設改良等） 18
第 42 条（乙の改善提案） 18
第 43 条（附帯事業及び任意事業） 18
第 44 条（要求水準書の変更等） 19
第 45 条（要求水準書の変更に伴う措置） 19
第 46 条（水質等の保証） 20
第 4 節　緊急事態（災害・事故その他の不可抗力）発生時の対応 20
第 47 条（対応の基本） 20
第 48 条（水質異常時の対応） 20
第 49 条（浸水時の対応） 20
第 50 条（協働の措置） 20
第 51 条（臨機の措置） 21
第 52 条（災害・事故発生時の指揮系統） 21
第 53 条（災害・事故発生時の費用負担） 21
第 5 節　モニタリング 21
第 54 条（業務日報の作成） 21
第 55 条（業務の報告） 22
第 56 条（実施状況の確認） 22
第 57 条（日常の確認） 22
第 58 条（定期の確認） 22
第 59 条（随時の確認） 22
第 60 条（中間総合評価の実施） 22
第 6 節　要求水準の未達等に対する措置 23
第 61 条（改善通告） 23
第 62 条（改善計画書の変更） 23
第 63 条（委託料の支払停止） 24
第 64 条（委託料の減額） 24
第 65 条（統括管理責任者等に対する措置請求） 25
第 66 条（監理責任者に対する措置請求） 25
第 7 節　委託料等 25
第 67 条（委託料の額） 25

第 68 条（支払の手続き） 26
第 69 条（物価の変動に基づく委託料の額の変更） 26
第 70 条（業務量及び運転条件等の変動） 27
第 3 章　リスク分担 28
第 1 節　一般事項 28
第 71 条（流入下水量及び流入水質） 28
第 72 条（流入下水量等の基準） 28
第 73 条（所有権） 28
第 74 条（保険） 28
第 75 条（一般的損害） 28
第 76 条（第三者に及ぼした損害） 29
第 77 条（遅延損害金） 29
第 2 節　法令変更 29
第 78 条（法令変更に伴う通知及び協議） 29
第 79 条（法令変更に伴う増加費用又は損害の負担） 29
第 3 節　国の補助金制度の変更等 30
第 80 条（国の補助金制度の変更等に伴う措置） 30
第 4 節　不可抗力 30
第 81 条（不可抗力に伴う通知及び契約内容の変更） 30
第 82 条（不可抗力による委託料の支払） 31
第 4 章　契約の終了 32
第 1 節　契約の解除 32
第 83 条（甲による契約の解除） 32
第 84 条（公益上の必要による甲の解除） 33
第 85 条（乙による契約の解除） 33
第 86 条（法令変更による契約の解除） 33
第 87 条（不可抗力による契約の解除） 34
第 88 条（談合等不正行為に対する違約金等） 34
第 2 節　契約終了時の措置 35
第 89 条（事業期間満了に伴う業務引継ぎ等） 35
第 90 条（契約解除に伴う業務引継ぎ等） 35
第 91 条（契約終了時の既存施設等の確認） 36
第 92 条（改良施設の撤去等） 36
第 93 条（所有権の移転） 36
第 5 章　補則 37
第 94 条（個人情報の取扱い） 37
第 95 条（解釈） 37
第 96 条（契約の変更） 37
第 97 条（公租公課の負担） 37

第 98 条（管轄裁判所） 37
第 99 条（契約書に定めのない事項及び解釈の疑義） 37
別記 1　委託料支払い表＜第 67 条、第 68 条＞..... 39

第1章　総 則

（用語の定義）

第1条　本契約書において使用する用語の定義は、 次のとおりとする。

1　「甲」とは、委託者である水戸市をいう。

2　「乙」とは、受託者をいう。

3　「本事業」とは、令和 10 年度から令和 19 年度までを事業期間として、第 1 号公共下水道（水戸北処理区）に係る下水道施設の維持管理及び更新支援を一体的に実施する「水戸市下水道施設包括運営事業（更新支援型)」（仮称）をいう。

4　「本業務」とは、本事業において、甲が乙に実施させる統括管理業務、維持管理業務、修繕業務、更新支援業務その他要求水準書に定める業務をいう。

5　「基本契約」とは、本事業の実施に関する基本的な事項並びに甲及び乙の権利及び義務を定める本契約をいう。

6　「実施契約」とは、本契約に基づき、各事業年度における本業務の具体的な内容、業務量、委託料、支払方法その他必要な事項を定めるため、当該事業年度ごとに甲乙が締結する契約をいう。

7　「本契約書類」とは、基本契約書、実施契約書、要求水準書、リスク分担表、募集要項、提案書類その他本事業に関して甲乙間で合意された書類をいう。

8　「要求水準書」とは、本業務の内容、乙が満たすべき要求水準その他本業務の実施条件を定めた書類をいい、その追加又は変更が行われた場合は、当該追加又は変更後のものを含む。

9　「提案書類」とは、本事業に係る事業者選定手続において、乙が甲に提出した提案書その他の書類をいう。

10　「要求水準」とは、本契約書類に基づき、本業務の実施に当たって乙が満たすべき業務内容、性能、品質及びサービスの水準をいう。なお、提案書類において要求水準を上回る提案が行われ、甲がこれを承認した場合は、当該提案内容を含むものとする。

11　「要求水準の未達」とは、乙による本業務の実施内容が要求水準を満たしていない状態をいう。

12　「対象区域」とは、第 1 号公共下水道（水戸北処理区）の区域をいう。

13　「本件施設」とは、対象区域内に存する処理場施設、ポンプ場施設、マンホールポンプ施設、雨水調整池、管路施設その他要求水準書に定める本業務の対象施設をいう。

14　「処理場施設」とは、水戸市浄化センターその他要求水準書に定める終末処理場及びこれらに附属する施設をいう。

15　「ポンプ場施設」とは、汚水ポンプ場、雨水ポンプ場、中継ポンプ場その他要求水準書に定めるポンプ場及びこれらに附属する施設をいう。

16　「マンホールポンプ施設」とは、マンホールポンプ、ポンプ井、制御盤、監視装置、通信設備、電源設備その他マンホールポンプの運転に必要な附属設備をいう。

17　「雨水調整池」とは、要求水準書に定める雨水の貯留又は調整を行う施設及びこれらに附属する施設をいう。

18　「管路施設」とは、管きょ、マンホール、マンホール蓋、公共ます、取付管その他要求水準書に定める下水道管路に係る施設をいう。ただし、マンホールポンプ施設に該当する設備を除く。

19 「既存施設等」とは、本件施設及びその附属設備並びに本件施設において甲が所有し、又は管理する消耗品、備品、図書、図面、台帳、電子データその他の物品等の総称をいう。

20 「事業期間」とは、乙が本契約に基づき本業務を実施する期間をいい、令和 10 年 4 月 1 日から令和 20 年 3 月 31 日までをいう。

21 「第Ⅰ期事業期間」とは、事業期間のうち、令和 10 年度～令和 14 年度までをいう。

22 「第Ⅱ期事業期間」とは、事業期間のうち、令和 15 年度～令和 19 年度までをいう。

23 「事業年度」とは、事業期間中における毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいう。

24 「契約締結日」とは、本契約について甲及び乙が合意し、本契約書に記名押印した日をいう。

25 「移行期間」とは、契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日までの期間をいい、乙が本業務の開始に必要な準備並びに甲、従前の受託者又は甲が指定する者からの引継ぎを行う期間をいう。

26 「事業開始日」とは、令和 10 年 4 月 1 日をいう。

27 「事業終了日」とは、令和 20 年 3 月 31 日をいう。

28 「開庁日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く日をいう。

29 「委託料」とは、各実施契約において定める当該事業年度の本業務の対価として、甲が乙に支払う金銭をいう。

30 「維持管理業務」とは、本件施設の所定の機能を確保するために行う運転、監視、保守、点検、調査、清掃、施設情報管理、苦情対応、緊急対応その他要求水準書に定める業務をいう。

31 「修繕」とは、老朽化し、故障し、又は損傷した本件施設について、その機能を維持し、又は回復させるために行う行為であって、改築に該当しないものをいう。

32 「改築」とは、本件施設の全部又は一部について、更新又は長寿命化対策を行うことをいう。

33 「更新」とは、老朽化した本件施設の全部を取り替えること等により、新たに所定の耐用年数及び機能を確保することをいう。

34 「長寿命化対策」とは、所定の耐用年数を延伸することを目的として、設備の一部を活かしながら、当該設備を部分的に新しくすることをいう。

35 「更新支援業務」とは、本件施設の維持管理により得られた情報等を踏まえて行う修繕計画及び更新計画案の策定その他要求水準書に定める改築及び更新に関する支援業務をいう。

36 「統括管理業務」とは、本業務全体の実施体制の構築及び管理、各業務の進捗及び工程の一元管理、甲との連絡調整、事業実施計画書及び業務報告書の作成、地元企業との連携、危機管理、情報管理、セルフモニタリング、業務の引継ぎその他要求水準書に定める業務をいう。

37 「事業実施計画書」とは、第Ⅰ期及び第Ⅱ期 5 箇年事業実施計画書、年間事業実施計画書、年間修繕計画書、事業継続計画（BCP）をいう。

38 「第Ⅰ期 5 箇年事業実施計画書」とは、第Ⅰ期事業期間における事業実施計画をいう。

39 「第Ⅱ期 5 箇年事業実施計画書」とは、第Ⅱ期事業期間における事業実施計画をいう。

40 「年間事業実施計画書」とは、各事業年度における事業実施計画をいう。

41 「年間修繕計画書」とは、各事業年度における定期修繕計画をいう。

42 「事業継続計画（BCP）」とは、事業期間を通じて緊急事態が生じた場合の対応の原則、方法、手順などを定めた計画書をいう。

43 「セルフモニタリング」とは、乙が、本契約書類及び事業実施計画書に基づき、乙による本業務の実施状況及び要求水準の達成状況を自ら確認し、評価することをいう。

44 「セルフモニタリング実施計画書」とは、セルフモニタリングの対象、方法、実施時期、評価基準、実施体制及び報告方法等を定めた書類をいう。

45 「モニタリング」とは、甲が、乙による本業務の実施状況及び要求水準の達成状況を、乙から提出される書類、会議、現地確認その他の方法により確認し、評価することをいう。

46 「附帯事業」とは、本業務と一体的に実施することにより、本事業の効率化、サービス水準の向上その他の効果が期待される事業として、乙が提案し、甲が承諾した事業をいう。

47 「任意事業」とは、本件施設、乙の人員、技術、ノウハウその他の経営資源を活用して乙が自らの責任及び費用により実施する事業であって、甲が承諾したものをいう。

48 「プロフィットシェア」とは、乙による改善提案、新技術の導入その他の創意工夫により、要求水準を維持しながら本事業に係る費用が縮減された場合において、その縮減効果の全部又は一部を甲乙間で分配する仕組みをいう。

49 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、噴火、感染症のまん延その他の自然的事象又は戦争、暴動、騒乱、テロ、放射能汚染、放火その他の人為的事象のうち、甲及び乙のいずれの責めにも帰すことができず、かつ、通常必要と認められる注意及び予防措置を講じても、その発生又は影響を回避することができないものをいう。

50 「共同企業体」とは、本事業を共同して実施することを目的として構成企業により組成され、本契約及び実施契約の受託者となる共同企業体をいう。

51 「代表企業」とは、構成企業のうち、共同企業体を代表し、本契約及び実施契約の締結及び履行に関して甲との連絡、協議、調整その他の行為を行う企業をいう。

52 「構成企業」とは、共同企業体を構成する企業をいう。

53 「協力企業」とは、構成企業には該当しない者であって、乙から本業務の一部を再委託され、又は請け負う企業をいう。

54 「監理責任者」とは、甲が本契約に基づく本業務の履行を監督するために指定する職員をいう。

55 「統括管理責任者」とは、乙が配置する者であって、本業務全体を統括し、乙を代表して甲との連絡、協議及び調整を行う者をいう。

56 「業務責任者」とは、乙が業務区分ごとに配置する者であって、担当する業務の実施及び管理をつかさどる者をいう。

57 「管理技術者」とは、修繕計画、改築計画又は更新計画案に係る業務について、当該業務の技術上の管理を行うために乙が配置する者をいう。

58 「照査技術者」とは、修繕計画、改築計画又は更新計画案に係る成果品の内容を照査するために乙が配置する者をいう。

59 「改善計画書」とは、要求水準の未達その他本業務の履行上の不備について、その原因、改善措置、実施体制、実施期限及び再発防止策等を記載し、乙が甲に提出する書類をいう。

60 「再改善計画書」とは、甲が改善計画書の内容を不十分と認めた場合又は改善計画書に基づく改善が確認できなかった場合に、乙が変更し、又は再提出する改善計画書をいう。

61　「著作物」とは、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物をいい、同法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物及び同法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物を含む。

62　「著作権」とは、著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。

63　「特許権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令又は国際条約に基づき保護される第三者の権利をいう。

64　「流入下水量」とは、処理場施設その他要求水準書に定める施設に流入する下水の量をいう。

65　「放流水質」とは、処理場施設に流入した下水を処理し、公共用水域に放流する処理水の水質をいう。

66　「特定法令等変更」とは、本契約締結後に行われる国の法令、政策その他これらに類するものの制定、改廃又は変更のうち、本事業に特別又は直接的な影響を及ぼすものをいう。

67　「特定条例等変更」とは、本契約締結後に行われる甲の条例、規則、政策その他これらに類するものの制定、改廃又は変更のうち、本事業に特別又は直接的な影響を及ぼすものをいう。

（言語）

第2条　本業務の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とするものとする。

（通貨）

第3条　本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とするものとする。

（計量単位）

第4条　本業務の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、特に定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。

（期間の計算）

第5条　本契約における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

（時刻）

第6条　本業務の履行に関して甲乙間で用いる時刻は日本標準時とするものとする。

（準拠法）

第7条　本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（責任負担）

第8条　本件施設に係る下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）その他の関係法令上の設置者又は管理者としての責任は、甲が負うものとする。ただし、このことは、本契約書類に基づき乙が負う義務及び責任を免除するものではない。

2　本業務に関する甲乙間の責任及び費用の分担は、本契約、実施契約、要求水準書及びリスク分担表に定めるところによる。

3　前項に定めのない事由が生じた場合又は責任及び費用の分担について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

4　本契約書類の内容に相互の矛盾又は齟齬がある場合は、次に掲げる順序により適用するものとする。

(1)　基本契約書

(2)　実施契約書

(3)　リスク分担表

(4)　要求水準書

(5)　募集要項

(6)　提案書類

5　前項の規定にかかわらず、提案書類において要求水準書に定める要求水準を上回る提案がなされ、甲がこれを承認した場合は、当該提案内容を優先して適用するものとする。

（共同企業体）

第9条　乙が共同企業体である場合は、次項から第8項までの規定を適用するものとする。

2　乙を構成する全ての構成企業は、本契約及び実施契約に基づき乙が甲に対して負担する一切の債務について、連帯して責任を負うものとする。

3　代表企業は、共同企業体を代表し、本契約及び実施契約の締結及び履行に関し、甲との協議及び調整、指示等の受領、書類の提出及び受領、委託料の請求及び受領その他本契約書類に基づく乙の行為を行う権限を有するものとする。

4　甲が代表企業に対して行った指示、請求、通知その他の行為は、乙及び全ての構成企業に対して行ったものとみなし、代表企業が甲に対して行った行為は、乙及び全ての構成企業を代表して行ったものとみなす。

5　乙は、契約締結時までに、代表企業、構成企業、業務分担その他必要な事項を定めた共同企業体協定書を甲に提出しなければならない。共同企業体協定書の内容を変更するときも同様とする。

6　本契約書類と共同企業体協定書の内容に矛盾又は齟齬がある場合は、本契約書類を優先するものとし、乙又は構成企業は、共同企業体内部の業務分担、責任分担その他共同企業体協定書に定める事項をもって、甲に対抗することができない。

7　乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、代表企業若しくは構成企業を変更し、構成企業を追加若しくは脱退させ、又は共同企業体を解散してはならない。

8　代表企業又は構成企業について、破産手続開始その他本業務の継続に支障を及ぼす事由が生じた場合の取扱いは、第83条その他本契約書類の定めによる。

（指示等）

第10条　甲は、下水道法その他の関係法令上の管理責任を果たすため又は本業務の適正な履行を確保するため必要があると認めるときは、乙に対し、本業務に関して必要な指示を行うことができる。

2　乙は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。ただし、当該指示が法令又は本契約書類に違反すると認めるときは、その理由を付して直ちに甲に申し出なければならない。

3　第１項の指示により、本業務の内容、委託料又は事業期間を変更する必要が生じた場合は、本契約書類の定めに従い、甲乙協議の上、必要な変更を行う。
4　緊急の必要により甲が口頭で指示を行った場合は、甲は、当該指示の内容を速やかに書面又は電磁的記録により乙に通知する。

（業務の実施方法等）
第11条　乙は、法令、本契約書類、事業実施計画書及び甲の指示に従い、善良な管理者の注意をもって本業務を実施しなければならない。
2　乙は、本契約書類に別段の定めがある場合又は甲の指示若しくは甲乙間の協議がある場合を除き、要求水準を満たすために必要な業務の実施方法、手順、体制その他の手段を、自らの責任において定めることができる。
3　乙は、前項の規定に基づき業務の実施方法等を定めたことを理由として、本契約書類に基づく義務及び責任を免れることはできない。

（秘密保持義務）
第12条　甲及び乙は、本契約又は本業務に関連して相手方から秘密である旨を明示して開示された技術上、営業上その他の情報（以下「秘密情報」という。）を適切に管理し、本事業の実施以外の目的に使用し、又は相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならない。
2　次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれない。
(1) 開示を受けた時点において既に公知であった情報
(2) 開示を受けた後、自己の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
(3) 開示を受けた時点において既に適法に保有していた情報
(4) 秘密保持義務を負うことなく、正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
(5) 相手方から開示された情報によらず独自に取得し、又は作成した情報
(6) 相手方が書面により秘密情報として取り扱わないことを承諾した情報
3　第１項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号に掲げる者に対し、本事業の実施に必要な範囲で秘密情報を開示することができる。
(1) 自己の職員、役員及び従業員
(2) 本業務に従事する構成企業、協力企業及び再委託先
(3) 弁護士、公認会計士、税理士その他法令上の守秘義務を負う専門家
(4) その他相手方が事前に承諾した者
4　前項の規定により秘密情報を開示する当事者は、開示を受ける者に対し、本条と同等の秘密保持義務を負わせ、その履行について責任を負う。
5　法令、裁判所、議会、監査委員その他権限を有する機関の命令又は水戸市情報公開条例に基づき秘密情報を開示する必要がある場合は、必要最小限の範囲でこれを開示することができる。この場合において、法令上許容されるときは、あらかじめ相手方にその旨を通知する。
6　甲及び乙は、秘密情報の漏えい、滅失、毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに相手方に報告し、被害の拡大防止、原因調査及び再発防止に必要な措置を講じなければならない。

7　本条の規定は、事業期間終了後又は本契約終了後も５年間効力を有する。ただし、法令上これを超える期間の管理を要する情報及びその性質上引き続き秘密として管理すべき情報については、当該必要期間中、効力を有する。

（書面主義）

第13条　本契約書類に基づく指示、請求、通知、報告、申出、承諾、承認、質問、回答、協議及び解除その他の意思表示又は連絡（以下「指示等」という。）は、書面又は電磁的記録により行う。

2　緊急やむを得ない事情がある場合は、甲及び乙は、前項の指示等を口頭で行うことができる。この場合、当該指示等を行った者は、その内容を速やかに書面又は電磁的記録に記録し、原則として翌開庁日までに相手方に通知する。

3　甲及び乙は、本契約書類に基づき協議を行ったときは、当該協議の内容及び結果を書面又は電磁的記録により確認する。

4　本条における電磁的記録の方法、送付先及び到達時点については、甲乙協議して定める。

（履行の保証）

第14条　乙は、実施契約の締結と同時に、水戸市財務規則その他の関係規程及び当該実施契約に定めるところにより、契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則その他の関係規程に基づき、契約保証金の納付を免除される場合は、この限りでない。

2　契約保証金の額は、実施契約に定める保証対象額の 10 分の 1 以上とする。

3　乙は、契約保証金の納付に代えて、水戸市財務規則その他の関係規程により認められる担保を提供し、又は履行保証保険契約その他甲が認める保証を付すことができる。

4　実施契約に定める委託料その他の保証対象額が増額された場合において、契約保証金又は保証の額が変更後の保証対象額の 10 分の 1 に達しないときは、甲は、乙に対し、その不足額の追加を請求することができる。保証対象額が減額されたときは、乙は、甲に対し、相当額の減額を請求することができる。

5　契約保証金の還付その他契約の保証に必要な事項は、水戸市財務規則その他の関係規程及び実施契約に定めるところによる。

（契約の譲渡等）

第15条　乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約又は実施契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。

2　乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、既存施設等を第三者に譲渡し、貸与し、占有させ、又は担保の目的に供してはならない。

3　第 1 項の規定にかかわらず、法令に基づく債権譲渡その他甲があらかじめ認める場合の取扱いは、甲が別に定めるところによる。

（著作物の使用等）

第16条　乙は、本業務の履行に伴い作成した成果物その他の著作物について、甲が本業務及び下水道事業の運営、維持管理、修繕、改築、更新その他これらに関連する目的のために必要な範囲で、複製、編集、改変、公表、頒布その他の方法により無償で利用することを許諾する。

2　甲は、前項の目的を達成するために必要な範囲で、前項の著作物を次期受託者、委託先、関係行政機関その他甲が必要と認める第三者に提供し、又は利用させることができる。

3　乙は、甲及び前項の第三者による著作物の利用について、著作者人格権を行使せず、当該著作物の著作者をして行使させないものとする。

4　乙は、本業務の開始前から乙が権利を有する著作物を成果物に使用する場合、甲による成果物の利用に必要な範囲で、当該著作物を無償で利用することを甲に許諾する。

5　乙は、第三者が著作権その他の権利を有する著作物を成果物に使用する場合、あらかじめ甲の承諾を得るとともに、甲及び第２項の第三者による利用に必要な権利を、乙の責任及び費用において確保しなければならない。

6　成果物の利用に関して第三者との間に紛争が生じた場合、乙は、乙の責めに帰すべき事由があるときは、その責任及び費用においてこれを解決する。

（特許権等の使用）

第17条　乙は、特許権等の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、特許権等の対象物である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、その使用に関して要した費用の負担については、甲乙協議して決めるものとする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第18条　乙は、本件施設が市民生活及び公衆衛生を支える重要な下水道施設であり、高度の公共性及び継続性を有することを十分に認識し、本業務を安全かつ安定的に実施しなければならない。

2　甲は、本業務が、民間の経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、下水道事業を効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

3　甲及び乙は、本事業の目的を達成するため、相互に協力し、信義に従って本契約を履行する。

（貸与品等）

第19条　甲は、あらかじめ示した物品等（事業期間開始時に残存する消耗品、薬品等を含む。以下「貸与品等」という。）の全部又は一部について、事業期間の開始日以降に乙に貸与できるものとする。

2　乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、貸与品の種類、数量等を明記した借用書を、甲に提出しなければならない。

3　乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4　乙は、この契約が期間満了により終了した場合、期間満了前に解除された場合その他甲が必要と認めるときは、直ちに貸与品等を甲に返還しなければならない。

5　乙は、自己の故意又は過失により貸与品等が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定する期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（帳簿等の保存）

第20条　乙は、本業務について乙が所持する会計に関する帳簿その他の書類を、本業務完了の日から５年間保存するものとする。ただし、法令によりこれを超える保存期間が定められる場合を除く。

第2章　業務の実施

第1節　総則

（本委託の概要）

第21条　乙は、事業期間中、本件施設に係る運転管理、保守管理、修繕、計画策定その他の本契約書類に定める業務を実施する。

2　乙は、法令、本契約、実施契約、要求水準書、事業実施計画書その他の本契約書類に従い、本業務を履行しなければならない。

3　本業務の範囲は、次に掲げるとおりとし、対象施設、業務内容、要求水準、業務量及び甲乙の役割分担その他必要な事項は、要求水準書に定める。

(1) 統括管理業務

(2) 運転管理業務

- 運転操作及び監視業務
- 水質管理業務
- 薬品、燃料その他の調達管理業務
- 文書及び記録管理業務
- 保安管理業務

(3) 保守管理業務

- 巡視、点検及び調査業務
- 保守及び整備業務
- 清掃及び衛生管理業務
- 法定点検その他関係法令に基づく業務

(4) 修繕業務

- 計画修繕
- 突発修繕

(5) 更新支援業務

- 点検・調査結果及び維持管理情報の分析業務
- 修繕及び改築に係る優先順位案の作成業務
- 更新計画案の作成業務
- その他維持管理と更新の一体的なマネジメントに必要な業務

(6) 緊急対応業務

（事業期間）

第22条　事業期間は、令和 10 年 4 月 1 日から令和 20 年 3 月 31 日までとする。

2　本業務の運転管理その他継続的な業務に係る業務開始時刻は、令和 10 年 4 月 1 日 0 時 00 分とし、次期受託者への業務の引継ぎは、令和 20 年 3 月 31 日 24 時 00 分を基準として行う。

（実施契約の締結）

第23条　甲及び乙は、本契約に基づき、各事業年度における本業務を実施するため、原則として当該事業年度の開始前までに、当該事業年度に係る実施契約を締結するものとする。

2　実施契約には、当該事業年度における本業務の内容、業務量、委託料、支払方法その他必要な事項を定めるものとする。

3　実施契約は、本契約書類に適合するものでなければならない。

4　甲及び乙は、当該事業年度の開始前までに実施契約を締結することが困難となるおそれがある場合は、その理由、未確定事項、本業務の継続に及ぼす影響及び対応方針について、速やかに協議しなければならない。

5　前項の場合において、本件施設の運転管理、保守管理、緊急対応その他継続を要する業務を中断することができないときは、甲及び乙は、当該事業年度に係る実施契約が締結されるまでの間に必要となる業務を対象として、期間、業務内容、業務量、委託料及び支払条件を定めた暫定実施契約を、当該事業年度の開始前までに締結するものとする。

6　前項の暫定実施契約における業務内容及び要求水準は、本契約書類、直前の事業年度に係る実施契約及び甲の承諾を受けた当該事業年度の年間事業実施計画書を基本とする。ただし、施設の状態、業務量その他の条件に変更がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

7　当該事業年度に係る実施契約が締結されたときは、暫定実施契約に基づき実施した業務の内容、業務量及び委託料を確認し、当該実施契約において必要な精算を行うものとする。この場合において、同一の業務について委託料を重複して支払わないものとする。

8　実施契約又は暫定実施契約を締結することができない場合の本契約及び本業務の取扱いについては、その原因、予算措置の状況、本事業の継続の必要性その他の事情を踏まえ、甲及び乙が協議して定めるものとする。ただし、当該事由が本契約に定める解除事由に該当する場合は、第 83 条から第 87 条までの規定によるものとする。

（法令の遵守等）

第24条　乙は、本業務に関係する法令、条例、規則、許認可等の条件及び甲が定める関係規程を遵守し、善良な管理者の注意をもって、本業務を履行しなければならない。

2　乙は、本業務に関係する法令等の制定又は改廃があったときは、その内容及び本業務への影響を確認し、必要な対応について速やかに甲に報告する。

3　前項の法令等の制定又は改廃により、業務内容、委託料又は事業期間を変更する必要が生じた場合は、本契約書類に定めるところにより、甲乙協議して必要な変更を行う。

（事業の実施体制等）

第25条　本業務における実施体制は次のとおりとする。

(1)　乙は、要求水準書に定める施設ごとの運転条件、監視条件及び対応時間に応じ、要求水準を継続的に確保できる体制を構築すること。

(2)　甲は、本業務を監督する監理責任者を置くものとする。

(3)　乙は、本業務全体の管理及び統括を行う統括管理責任者を置くこと。

(4)　乙は、業務区分ごとに、要求水準書に定める責任者、管理技術者、照査技術者その他必要な技術者及び従事者を配置すること。

(5) 乙は、緊急時及び災害時において、甲及び関係機関との連絡並びに必要な初動対応を速やかに実施できる体制を構築すること。
(6) 乙は、構成企業、協力企業及び再委託先を含む指揮命令系統、役割分担及び連絡体制を明確にすること。

2 乙は、前項の実施体制を記載した業務実施体制表を甲に提出し、甲の承諾を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。

3 前2項に定めるもののほか、配置する者の資格、実務経験、専任又は兼任の条件その他必要な事項は、要求水準書に定める。

(監理責任者)

第26条 甲は、前条第1項(2)号に基づき監理責任者を置いたときは、その氏名を乙に通知するものとする。また、監理責任者を変更したときも同様とする。

2 監理責任者は、本契約書の他の条項に定めるもの及び本契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監理責任者に委任したもののほか、次に掲げる権限を有するものとする。
(1) 本業務に関する乙又は統括管理責任者に対する指示
(2) 本契約書類の内容に関する乙からの確認、質問又は協議の申出に対する回答
(3) 本業務の履行に関する乙又は統括管理責任者との協議
(4) 本業務の進捗、履行状況及び成果の確認、調査及び評価
(5) 要求水準の未達その他本業務の履行上の不備に対する改善要求
(6) モニタリングの実施及びその結果の通知

3 監理責任者は、委託料、事業期間若しくは本業務の範囲を変更し、又は契約を解除する権限を有しない。ただし、甲が別途その権限を委任し、乙に通知した場合は、この限りでない。

4 本契約書類に基づき乙が甲へ提出する書面又は電磁的記録は、甲が別に指定する場合を除き、監理責任者を経由して提出する。

(統括管理責任者)

第27条 乙は、第25条第1項(3)号に基づき統括管理責任者を選任し、その氏名、所属、資格、実務経験その他必要な事項を甲に通知する。これを変更するときも同様とする。

2 統括管理責任者は、本業務全体の管理及び統括を行い、構成企業、協力企業、再委託先、各業務の責任者及び従事者を総合的に調整する。

3 統括管理責任者は、次に掲げる権限を除き、本契約書類に基づく乙の権限を行使することができる。
(1) 委託料の変更
(2) 事業期間の変更
(3) 委託料の請求及び受領
(4) 損害賠償請求その他金銭上の請求
(5) 契約上の権利義務の譲渡
(6) 契約の変更又は解除
(7) その他乙があらかじめ留保し、甲に通知した権限

4　乙は、前項各号に掲げるものを除き、統括管理責任者に委任しない権限があるときは、その内容をあらかじめ甲に通知する。

5　統括管理責任者は、要求水準書に定める資格、実務経験及び業務実施上の条件を満たす場合に限り、他の業務責任者を兼務することができる。ただし、当該兼務によって本業務の適正な履行に支障が生じるおそれがある場合は、この限りでない。

（自家用電気工作物の保安管理）

第28条　本件施設に設置された自家用電気工作物に係る電気事業法上の設置者としての義務及び責任は、甲が負う。

2　自家用電気工作物に係る主任技術者の選任、保安規程の制定、届出その他法令上設置者が行うべき手続は、甲が行う。

3　乙が主任技術者の候補者を配置し、又は主任技術者の外部委託に関する業務を行う場合、その方法、資格要件、費用負担及び責任分担は、関係法令、所轄官庁との協議結果及び要求水準書に定めるところによる。

4　乙及び本業務に従事する者は、保安規程を遵守するとともに、主任技術者が自家用電気工作物の保安のために行う指示に従わなければならない。

5　乙は、自家用電気工作物の工事、維持又は運用に関する異常若しくは事故を発見し、又はそのおそれがあると認めるときは、直ちに必要な応急措置を講じ、甲及び主任技術者に報告しなければならない。

6　自家用電気工作物の保安管理に関する甲、乙及び主任技術者の具体的な役割分担は、要求水準書に定める。

（事業開始に伴う既存施設等の確認及び使用）

第29条　甲及び乙は、契約締結日の翌日から移行期間終了日までの間に、既存施設等の性状、規格、機能、数量、劣化状況その他本業務の実施に必要な事項について、双方立会いの上、確認するものとする。確認の対象、方法、手順その他必要な事項は、要求水準書に定める。

2　前項の確認に要する費用は、本契約書類に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙がそれぞれ負担する。

3　乙は、本業務を実施するために必要な範囲で、既存施設等を使用することができる。

4　乙は、既存施設等を善良な管理者の注意をもって使用し、保存し、及び管理しなければならない。

5　第１項の確認により、甲が開示した施設情報と既存施設等の実際の状況との間に重大な相違があること、又は本業務の実施に重大な影響を及ぼす不具合であって、乙が契約締結時に合理的に予見することが困難であったものが確認された場合、乙は、その内容及び本業務への影響を、確認できる資料を添えて速やかに甲へ報告しなければならない。

6　甲は、前項の報告を受けたときは、その内容を確認し、必要があると認める場合は、修繕その他の必要な措置を講じるものとする。ただし、当該相違又は不具合が乙の責めに帰すべき事由により生じた場合は、この限りでない。

7　第5項の相違又は不具合により、乙に合理的な増加費用又は損害が生じ、又は本業務の事業期間若しくは実施方法を変更する必要がある場合は、甲乙協議して、費用負担、委託料、事業期間、実施方法その他必要な措置を定める。

8　乙は、事業開始日から1年以内に、第1項の確認では発見することが困難であった第5項に該当する相違又は不具合を発見したときは、同項から前項までの規定に基づく措置を求めることができる。ただし、乙が当該相違又は不具合を知りながら、正当な理由なく甲への報告を怠った場合は、この限りでない。

（事業開始に伴う業務引継ぎ等）

第30条　甲、甲が指定する者及び乙は、各自の負担により、契約締結日の翌日から事業開始日までに、本件施設の事業実施に必要な業務引継ぎ等が終了するよう努めるものとする。なお、業務引継ぎ等の内容等については、要求水準書に定めるものとする。

2　甲又は甲の指定する者は、乙が本件施設の事業実施に必要とする一切の書類、データ、本件施設の状況等（以下「本件施設の情報等」という。）を、乙に適切に開示するものとする。

3　前項のほか、甲又は甲の指定する者は、乙が本件施設の事業実施に必要とする教育・研修等への協力及び支援を行うものとする。

4　乙は、本件施設の事業実施上必要となる本件施設の情報等を十分に把握するとともに、教育・研修等を通じて、本件施設の習熟に努めるものとする。

5　次の各号のいずれかに該当するときは、乙は第1項に規定する乙による業務引継ぎ等は行わないことができる。

(1)　業務引継ぎ等の必要がない事由を乙が書面で提出し、これを甲が認めたとき。

(2)　甲が、本件施設に関する乙による業務引継ぎ等が必要ないと認めたとき。

（ユーティリティ等の調達）

第31条　乙は、移行期間を除く事業期間中、本業務の実施に必要となる電力、水道、薬品、ガス、燃料その他のユーティリティ（以下「ユーティリティ」という。）を、要求水準書に定めるところにより、乙の責任及び費用において調達するものとする。

2　乙は、移行期間を除く事業期間中、本業務の実施に必要となる消耗品、資機材、事務用品その他の物品（以下「消耗品等」という。）を、要求水準書に定めるところにより、乙の責任及び費用において調達するものとする。

3　乙は、ユーティリティ及び消耗品等の使用量並びに調達費用を適切に管理するとともに、その使用量、単価及び費用を確認できる記録を作成し、甲の求めに応じて提出しなければならない。

4　次に掲げる事由により、ユーティリティ又は消耗品等の使用量若しくは調達費用が、本契約締結時に合理的に見込まれた範囲を超えて増加した場合、その増加費用の負担については、実施契約書、要求水準書及びリスク分担表に基づき、甲乙協議して定める。

(1)　甲の指示又は甲の責めに帰すべき事由

(2)　法令等の制定又は改廃

(3)　不可抗力

(4)　異常流入、異常水量、流入水質の著しい変動その他乙が合理的に管理することが困難な事由

(5) 電力、水道、薬品、ガス、燃料その他の価格の著しい変動
(6) 本件施設の増設、改築、運転条件の変更その他本業務の実施条件の変更
(7) 前各号に掲げるもののほか、乙の責めに帰すことができない事由

5　前項の規定は、乙が要求水準書に定める適切な運転管理、調達管理又は費用低減のための合理的な措置を講じなかったことにより生じた増加費用には適用しない。

6　ユーティリティ及び消耗品等の費用の算定基準、基準使用量、基準単価、価格変動の判定基準、委託料の改定方法その他必要な事項は、要求水準書に定める。

（再委託）

第32条　乙は、甲の承認を受けて、本業務を第三者に再委託し又は請け負わせることができるものとする。ただし、本業務の全部を再委託し又は請け負わせることはできないものとする。

2　乙は、再委託先に対し、本契約書類に基づき乙が負う義務のうち、再委託する業務に関係する義務と同等の義務を負わせなければならない。

3　乙は、再委託先の行為について、自ら本業務を実施した場合と同一の責任を負う。

（許認可）

第33条　本業務の実施に関し、国及び地方公共団体その他関係機関への届出、許認可等が必要となる場合は、乙の名義及び権限で行うことができるものは乙が行い、甲の名義又は権限を要するものは甲が行う。乙は必要な資料作成等に協力する。

第2節　事業実施計画

（事業実施計画書の策定）

第34条　乙は、本業務の実施のため、本契約書及び要求水準書に基づき、次条から第 39 条までに定めるところにより、乙の責任と費用により、事業実施計画書を策定しなければならない。

（5 箇年事業実施計画書）

第35条　乙は、事業開始日［令和 10 年 4 月 1 日］の 40 日前までに、本業務の実施に関する基本的な重要事項を定めた第Ⅰ期 5 箇年事業実施計画書を作成して甲へ提出し、甲と協議の上、事業開始日の 20 日前までに甲の承諾を得なければならない。

2　前項の第Ⅰ期 5 箇年事業実施計画書は、事業開始日から第Ⅰ期事業期間の終了日［令和 15 年 3 月 31 日］までの期間を対象とする。

3　甲は、第 60 条に定める中間総合評価を令和 14 年 6 月 30 日までに完了し、その結果を乙へ書面又は電磁的記録により通知するものとする。

4　乙は、前項の中間総合評価の結果を踏まえ、第Ⅰ期事業期間終了日の 6 か月前である令和 14 年 9 月 30 日までに、第Ⅱ期 5 箇年事業実施計画書を作成して甲へ提出しなければならない。甲及び乙は、当該計画書について協議を行い、乙は、令和 14 年 12 月 31 日までに甲の承諾を得なければならない。

5　甲は、前項の第Ⅱ期5箇年事業実施計画書について、修正又は再提出が必要であると認める場合は、その理由及び期限を示して乙に通知するものとする。乙は、甲が指定する期限までに当該計画書を修正し、又は再提出し、令和14年12月31日までに甲の承諾を得るものとする。

6　前項の第Ⅱ期5箇年事業実施計画書には、中間総合評価の結果を踏まえ、業務範囲、要求水準、発注方式、実施体制、修繕方針、更新支援業務、委託料その他見直しが必要となる事項を反映するものとする。

7　第4項の第Ⅱ期5箇年事業実施計画書は、第Ⅱ期事業開始日［令和15年4月1日］から事業期間の終了日［令和20年3月31日］までの期間を対象とする。

8　乙は、事業開始日の30日前までに、セルフモニタリングの対象、方法、実施時期、評価基準、実施体制及び報告方法その他必要な事項を定めたセルフモニタリング実施計画書を作成して甲へ提出し、事業開始日の20日前までに甲の承諾を得なければならない。

9　甲は、第1項、第4項又は前項の計画書が本契約書類に適合しない場合又は本業務の適正かつ確実な履行を確保できないと合理的に認める場合は、その理由及び期限を示して、乙に修正又は再提出を求めることができる。

10　乙は、前項の求めを受けた場合は、甲が指定する期限までに当該計画書を修正し、又は再提出して、甲の承諾を得なければならない。

11　乙は、第1項、第4項又は第8項の計画書を変更しようとする場合は、あらかじめ変更内容、変更理由及び本業務への影響を甲へ提出し、その承諾を得なければならない。ただし、軽微な変更については、変更後速やかに甲へ届け出るものとする。

12　甲による各計画書の承諾は、当該計画書の内容及びその実施結果に関する乙の責任を免除し、又は軽減するものではない。

（年間事業実施計画書）

第36条　乙は、当該事業年度の開始前までに、当該事業年度における具体的な業務実施の詳細を定めた年間事業実施計画書を策定し、甲の承諾を得なければならない。

2　年間事業実施計画書は、それぞれ、第Ⅰ期5箇年事業実施計画書、第Ⅱ期5箇年事業実施計画書に基づき策定するものとする。

3　事業開始年度［令和10年度］については、乙は、第Ⅰ期5箇年事業実施計画書と併せて年間事業実施計画書を提出し、事業開始日の前日までに甲の承諾を得なければならない。

4　第Ⅱ期事業開始年度である令和15年度の年間事業実施計画書については、乙は、第Ⅱ期5箇年事業実施計画書に基づき作成し、令和15年2月28日までに甲へ提出して、令和15年3月31日までに甲の承諾を得なければならない。

（年間修繕計画書及び突発修繕）

第37条　乙は、各事業年度の年間修繕計画書を作成し、年間事業実施計画書と併せて甲の承諾を得なければならない。

2　令和15年度の年間修繕計画書については、乙は、前条第4項に定める年間事業実施計画書と併せて令和15年2月28日までに甲へ提出し、令和15年3月31日までに甲の承諾を得なければならない。

3　年間修繕計画書は、直近の点検・調査結果、故障履歴及び施設の運転状況を踏まえて作成する。
4　乙は、機械設備、電気設備、管路その他の施設に故障、損傷、閉塞、漏水、溢水その他の異常が発生したときは、直ちに必要な安全確保及び応急措置を講じ、甲へ報告しなければならない。
5　乙は、突発修繕を実施するときは、あらかじめ、その必要性、修繕内容、概算費用及び工程を甲へ報告し、その承諾を得る。ただし、人命、施設又は周辺環境に急迫した危険がある場合は、乙は、甲の事前承諾を得ることなく必要最小限の応急措置を講じることができる。
6　前項ただし書の場合、乙は、措置の内容、費用及び結果を速やかに甲へ報告する。
7　突発修繕に係る費用負担は、当該修繕が本業務の範囲に含まれるか否か、発生原因及びリスク分担表に基づき定める。

（事業継続計画（BCP）及び危機管理マニュアル）
第38条　乙は、地震、停電、浸水、薬品の漏えい、機器の故障、異常増水、水質異常その他の緊急事態に備え、本業務の継続及び本件施設の機能の早期復旧に関する基本方針、優先順位、目標復旧時間、必要な要員及び資機材、代替手段その他必要な事項を定めた事業継続計画（BCP）を策定しなければならない。
2　乙は、前項に規定する緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における初動対応、応急措置、避難、通報、運転切替え、指揮命令系統、連絡体制その他の具体的な行動手順を定めた危機管理マニュアルを策定しなければならない。
3　乙は、事業継続計画（BCP）及び危機管理マニュアルを相互に整合させ、事業開始日の 30 日前までに甲へ提出し、事業開始日の 20 日前までに甲の承諾を得なければならない。
4　乙は、事業継続計画（BCP）及び危機管理マニュアルの内容を毎年度 1 回以上確認するとともに、施設、設備若しくは実施体制に変更が生じた場合、関係法令若しくは関係計画が変更された場合又は訓練若しくは実際の緊急対応により課題が確認された場合は、必要な改訂を行わなければならない。
5　乙は、事業継続計画（BCP）又は危機管理マニュアルを改訂しようとする場合は、あらかじめ改訂内容、改訂理由及び本業務への影響を甲へ提出し、その承諾を得なければならない。ただし、連絡先の変更その他の軽微な改訂については、改訂後速やかに甲へ届け出ることができる。
6　甲による事業継続計画（BCP）及び危機管理マニュアルの承諾は、緊急事態への対応及び本業務の継続に関する乙の責任を免除し、又は軽減するものではない。

（事業実施計画書の修正）
第39条　甲は、前４条に基づく事業実施計画書が本契約書類に適合しない場合又は本業務の適正な履行を確保できないと合理的に認める場合、その事由を明らかにし、かつ、期日を指定した上で、乙に対し、その変更若しくは修正又は再提出を請求することができるものとする。
2　乙は、甲から前項の請求があったときは、当該事業実施計画書について変更若しくは修正又は再提出するものとする。
3　乙が期日までに、正当な理由なく修正又は再提出を行わない場合は、要求水準の未達として、第 6 節に定める措置の対象とするものとする。

4　甲は正当な理由なくして、乙が提出した事業実施計画書に対する承諾を留保し、又は遅延してはならないものとする。

第3節　業務の実施

（施設更新等の請求）

第40条　乙は、本件施設について、修繕によって所定の機能を維持し、又は回復することが困難であると認めるとき、若しくは修繕を継続することが技術上又は経済上著しく合理性を欠くと認めるときは、その根拠、緊急性、本業務への影響、概算費用その他必要な事項を記載した書面により、甲に報告し、改築、更新その他必要な措置を提案するものとする。

2　甲は、前項の報告及び提案を受けたときは、その内容を確認し、必要な措置の実施について検討するものとする。

3　乙は、甲が前項の検討を行っている間、本契約書類に定める範囲内で、安全確保、応急措置及び本業務への影響の軽減に努めるものとする。

4　前各項により追加費用又は損害が生じた場合の負担は、その発生原因及び本契約書類に定めるリスク分担に従い、甲乙協議の上で定める。

（施設改良等）

第41条　本業務を効果的かつ効率的に実施するため、乙は甲の承諾を得て、乙の責任と費用により、本件施設の一部について、必要な設備の設置、変更又は改良を行うことができる。

2　前項の設備を設置するときは、乙は、必要最小限の範囲で本件施設に変更を加えることができるものとする。この場合において、乙は当該変更の内容について、事前に甲に通知し、その承諾を得なければならない。

（乙の改善提案）

第42条　乙は、本業務について、業務の水準を要求水準から低下させることなく、本業務の効率化、安全性若しくはサービス水準の向上、環境負荷の低減、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減その他本事業の効果を高めるための改善提案を、甲に対して行うことができる。

2　改善提案により費用の縮減が生じる場合の委託料の変更及び縮減効果の分配については、プロフィットシェアに関する本契約書類の定めによる。

3　乙の改善提案により、要求水準を維持しつつ、客観的な費用の縮減が認められる場合は、プロフィットシェアを適用することができる。費用縮減額は、当該改善提案を実施しなかった場合に要する費用と改善提案実施後に要する費用との差額を基本とし、物価変動、業務量の変更その他乙の創意工夫によらない要因による費用の増減は除くものとする。

4　プロフィットシェアによる費用縮減額の分配割合は、甲及び乙それぞれ50%を基本とし、甲に帰属する額をサービス対価から減額するものとする。ただし、改善提案の内容、乙の投資及びリスク負担その他の事情を踏まえ、甲乙協議の上、分配割合を変更することができる。適用期間、委託料への反映方法その他必要な事項についても、甲乙協議の上定めるものとする。

（附帯事業及び任意事業）

第43条　乙は、本事業の効率化、サービス水準の向上、コスト縮減、脱炭素化その他の効果が期待される場合は、甲に対し、附帯事業を提案することができる。附帯事業を実施する場合は、あらかじめ甲の承諾を得るものとし、その実施に要する費用は、乙が負担するものとする。

2　乙は、本件施設、事業用地その他本事業に係る経営資源を活用して任意事業を実施しようとするときは、あらかじめ、その内容、実施期間、施設等の使用方法その他必要な事項を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。

3　任意事業は、乙の責任及び費用により独立採算で実施するものとし、本業務及び附帯事業に係る経理と区分して経理しなければならない。

4　乙は、任意事業の実施に当たり、関係法令を遵守するとともに、本業務の適正かつ確実な履行及び本件施設の機能に支障を及ぼしてはならない。

5　乙が任意事業のために甲が所有し、又は管理する土地、施設その他の公有財産を使用する場合は、地方自治法その他の関係法令及び甲の財産管理に関する規程に基づき、必要な使用許可、貸付契約その他の手続を別途行うものとし、乙は、使用料、貸付料その他所定の費用を負担するものとする。

6　任意事業の実施に必要な手続、費用及び任意事業により生じた損害は、乙の責任及び負担とする。

（要求水準書の変更等）

第44条　甲は、法令若しくは政策の変更、本件施設若しくは業務条件の変更その他本事業の実施上必要があると認めるときは、変更内容及び変更理由を乙に通知し、要求水準書の変更を申し入れることができる。

2　乙は、前項の通知を受けたときは、当該変更が業務内容、実施体制、委託料、事業期間及びリスク分担に及ぼす影響を検討し、その結果を甲に提出するものとする。

3　甲乙は、前項の検討結果に基づき、要求水準書、委託料、事業期間その他必要な事項について協議するものとする。

4　要求水準書の変更は、甲乙が書面により合意した日又は当該合意において定めた日から適用する。

5　乙は、改善提案その他合理的な理由がある場合には、要求水準書の変更を甲に申し入れることができる。

（要求水準書の変更に伴う措置）

第45条　前条の規定による要求水準書の変更により、本業務に係る費用、業務量又は事業期間に変更が生じる場合、甲乙は、その発生原因、変更内容及び本契約書類に定めるリスク分担を踏まえ、委託料その他の契約条件の変更について協議するものとする。

2　乙の改善提案により費用の縮減が生じる場合の取扱いについては、プロフィットシェアに関する本契約書類の定めによる。

3　改善提案の採用により、乙の責めに帰すべき事由に基づく責任が免除されるものではない。

（水質等の保証）

第46条　乙は、事業期間を通じて、本契約書類に定める運転条件及び責任分担の範囲内において、本件施設を適切に運転管理し、法令、条例及び要求水準書に定める放流水質その他の性能水準を確保しなければならない。

2　前項の性能水準を満たさない状態が生じた場合、甲乙は、その発生原因を確認し、乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙が必要な改善措置を講じるものとする。

3　異常流入、不可抗力、既存施設の不具合、甲の指示その他乙の責めに帰すことができない事由による場合の措置及び費用負担は、本契約書類に定めるリスク分担による。

第4節　緊急事態（災害・事故その他の不可抗力）発生時の対応

（対応の基本）

第47条　乙は、緊急事態が発生したときは、第 38 条に定める事業継続計画（BCP）に基づき、緊急事態による本業務への影響を可能な限り回避するため、最大限の努力を行うものとする。

（水質異常時の対応）

第48条　不可抗力その他の事由により、悪質な流入下水により反応槽内生物が死滅する恐れがあるとき、放流水の水質が水質汚濁防止法若しくは茨城県条例に定める水質基準を満足しないとき又はその恐れがあるとき（以下「水質異常」という。）は、乙は、直ちに口頭によりその旨を甲に報告し、甲及び乙はその対応を協議しなければならない。

2　甲は、前項の場合において必要と認めるときは、乙に対し、下水処理施設の処理の一部又は全部を停止すること（以下「処理停止」という。）を指示することができるものとする。

3　前項の処理停止により、第三者に損害が生じたときは、第 76 条第２項の定めに従うものとする。

（浸水時の対応）

第49条　不可抗力その他の事由により、下水道施設の浸水又はその恐れがあるときは、乙は、直ちに口頭によりその旨を甲に報告し、甲及び乙はその対応を協議しなければならない。

2　甲は、前項の場合において必要と認めるときは、乙に対し、下水道施設の処理停止その他の措置を指示することができるものとする。

3　前項の甲の指示による処理停止その他の措置により、第三者に損害が生じたときは、第 76 条第２項の定めに従うものとする。

（協働の措置）

第50条　前２条において、第三者その他に生じる損害を最小限にとどめるため、甲及び乙は協働して必要な措置を講ずるものとし、乙は、最大限の誠意と努力を以って、甲に協力する義務を負うものとする。

2　前項の乙の協力が本契約の範囲外である場合で、増加費用が生じたときは、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議の上で定めるものとする。

3　前項の規定にかかわらず、第1項の措置が本契約に定める乙の業務の範囲内である場合は、当該措置に要する費用は委託料に含まれるものとし、甲は追加費用を負担しないものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由、不可抗力その他本契約書類に定める事由により合理的な増加費用が生じた場合は、当該事由に係るリスク分担及び費用負担の定めによるものとする。

（臨機の措置）

第51条　乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じるものとする。この場合において、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2　前項ただし書の場合において、臨機の措置を講じたときは、乙は当該措置の内容を、甲に直ちに通知するものとする。

3　甲は、災害防止その他業務を行う上で、特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置を講じるよう請求することができるものとする。

4　乙が、第1項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、本業務の範囲外であると認められる部分については、甲がこれを負担するものとし、その額は、甲乙協議の上で定めるものとする。

（災害・事故発生時の指揮系統）

第52条　甲は、第48条又は第49条を除く緊急事態の発生又は発生のおそれが生じ、本業務の実施に甲の介入が必要であると認めたときは、直ちに統括管理責任者にその旨を通知するものとする。なお本項の通知は緊急のときは書面によることを要せず、事後速やかに書面により通知するものとする。

2　前項の通知をしたときは、甲は、統括管理責任者に対し、緊急対応に必要な指示を行うことができる。乙の従事者に対する具体的な作業方法、配置その他の指揮命令は、統括管理責任者その他乙の責任者が行うものとする。ただし、人命又は身体に急迫した危険を避けるため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3　他の下水道事業体又はその関係団体等から、災害、事故その他の緊急事態への対応に関して甲に協力要請があった場合、甲は、統括管理責任者を通じて、乙に当該協力要請への対応を指示することができる。この場合、乙は、本業務の履行に支障を及ぼさない範囲その他実務上可能な範囲で、当該指示に従うものとする。

（災害・事故発生時の費用負担）

第53条　前条第2項又は第3項の規定に基づく甲の指示を受けて乙が緊急対応又は他の下水道事業体等への協力を実施したことにより、本業務の範囲を超える合理的な増加費用が生じた場合は、甲がこれを負担するものとし、その額及び支払方法は、甲乙協議の上で定めるものとする。

2　水質異常、浸水、第三者損害又は不可抗力に係る費用負担については、第48条、第49条、第76条、第81条及び第82条その他本契約書類の定めによる。

第5節　モニタリング

（業務日報の作成）

第54条　乙は、業務日報を作成し、常に本件施設に備えるものとする。

2　乙は、開庁日の午前 10 時までに、前回提出日の翌日から前日までの業務日報の写しを甲に提出するものとする。

3　前項の業務日報の内容等は、要求水準書に定めるものとする。

（業務の報告）

第55条　乙は、本業務の実施状況を正確に反映した次に掲げる業務報告書を作成するものとする。

(1) 乙は、毎月、月間業務報告書を作成し、当該月の月間業務報告書を翌月の第 5 開庁日までに、甲に提出するものとする。

(2) 乙は、事業年度ごとに年間業務報告書を作成し、当該事業年度の年間業務報告書を翌年度の 4 月の第 10 開庁日までに、甲に提出するものとする。

2　前項各号の報告書の内容等は、要求水準書に定めるものとする。

（実施状況の確認）

第56条　甲は、事業期間において、甲の費用により、乙が実施する本業務の質及び内容を確保するため、次条から第 59 条までに定めるところにより、本業務の実施状況を確認するものとする。

（日常の確認）

第57条　甲は、第 54 条に規定する業務日報に基づき、本業務の実施状況を確認するものとする。

（定期の確認）

第58条　甲は、第 55 条に規定する業務報告書に基づき、乙の立会いの上、書類確認及び現地確認その他の方法により、本業務の実施状況を確認するものとする。

2　前項の確認は、業務報告書の提出を受けた日から 10 日以内に完了するものとする。

（随時の確認）

第59条　前 2 条によるほか、甲は必要と認めたときは、乙に対して事前に通知することなく、現地調査により、本業務の実施状況を確認することができるものとする。

2　甲が前項の確認を実施するときは、乙はその求めに応じて、甲の確認に立会い、本業務の実施状況を説明し、又は書類を提出するなど、甲に協力するものとする。

（中間総合評価の実施）

第60条　甲は、第Ⅱ期 5 箇年事業実施計画書の策定に先立ち、第Ⅰ期事業期間のうち、事業開始日から評価基準日までの本業務の履行状況について、中間総合評価を行うものとする。

2　中間総合評価の評価基準日は令和 14 年 3 月 31 日とし、事業開始日［令和 10 年 4 月 1 日］から当該評価基準日までの履行状況を評価対象とする。

3　乙は、中間総合評価に必要な業務実施状況、要求水準の達成状況、セルフモニタリング結果その他の資料を、令和 14 年 5 月 31 日までに甲へ提出しなければならない。乙は、甲の求めに応じ、必要な説明、資料の追加提出及び現地確認への立会いその他中間総合評価に必要な協力を行うものとする。

4　甲は、乙から提出された資料、月間及び年間のモニタリング結果、乙へのヒアリング並びに必要に応じた現地確認に基づき、令和 14 年 6 月 30 日までに中間総合評価を完了するものとする。

5　甲は、中間総合評価を完了したときは、その結果、評価理由及び第Ⅱ期事業期間に向けて見直しが必要となる事項を、乙へ書面又は電磁的記録により通知するものとする。

6　甲及び乙は、中間総合評価の結果を踏まえ、第Ⅱ期 5 箇年事業実施計画書、業務範囲、要求水準、発注方式、実施体制、修繕方針、更新支援業務、委託料その他の契約条件について、必要な見直しを行うものとする。

7　中間総合評価の結果、乙の責めに帰すべき重大な要求水準の未達その他本契約上の重要な義務違反が確認された場合は、甲は、本契約に定める改善要求、委託料の支払停止、委託料の減額その他必要な措置を講じることができる。当該要求水準の未達又は義務違反について、本契約に定める改善要求及び改善期間を経ても是正されず、第 83 条に定める解除事由に該当する場合は、同条の規定によるものとする。

8　中間総合評価は、本契約に定める解除事由に該当する場合を除き、その評価結果のみを理由として本契約を終了させるものではない。

9　評価基準日の翌日［令和 14 年 4 月 1 日］から第Ⅰ期事業期間終了日［令和 15 年 3 月 31 日］までの履行状況については、令和 14 年度の月間及び年間のモニタリングにより確認するものとする。当該確認の結果、第Ⅱ期 5 箇年事業実施計画書又は契約条件を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

10　中間総合評価の項目、評価基準、評価方法、達成率の算定方法、提出資料その他必要な事項は、要求水準書に定めるものとする。

第6節　要求水準の未達等に対する措置

（改善通告）

第61条　第 57 条から第 59 条までの規定による確認の結果、乙の責めに帰すべき事由による要求水準の未達が判明した場合は、甲は、乙に対し、その是正のために必要な改善措置を講じるよう通告するものとする。ただし、不可抗力、甲の指示若しくは甲の責めに帰すべき事由、契約書類に定める条件を超える流入下水量若しくは流入水質、既存施設等の不具合その他乙の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りでない。

2　乙は、前項の通告を受理したときは、当該通告を受理した日から 10 日以内に、改善方法及び期日等の改善計画を定めた改善計画書を甲に提出するとともに、第 55 条第 1 項(1)号に定める月間業務報告書において、その実施状況を報告しなければならない。

3　甲は、前項の改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、乙に対して、理由を明らかにした上で、当該改善計画書の修正を求めることができる。

（改善計画書の変更）

第62条　前条の改善計画の実施状況を確認した結果、期日までに当該要求水準の未達が是正されなかったときは、甲は乙に対して、再改善計画書として、当該改善計画書を変更し、又は再提出するよう催告するものとする。

2　前条第2項及び第3項の規定は、再改善計画書及び再提出の場合に準用する。

3　前条及び本条において、改善計画書及びその改善に係る一切の費用は、乙が負担するものとする。

（委託料の支払停止）

第63条　甲は、乙の責めに帰すべき事由により重大な要求水準の未達が生じ、乙が再改善計画書に定める期限までにこれを改善しない場合は、あらかじめ乙に弁明の機会を付与した上で、当該未達に関係する業務に係る委託料の全部又は一部の支払を停止することができる。ただし、不可抗力、甲の責めに帰すべき事由その他乙の責めに帰すことができない事由による要求水準の未達については、支払停止の対象としない。

2　前項の支払停止は、要求水準を満たして履行された業務に係る委託料には及ばないものとする。

3　当該要求水準の未達が是正されたときは、甲は、第1項に基づき支払を停止していた委託料について、第64条の規定による減額その他本契約書類に基づき控除すべき額がある場合はこれを控除した上で、その残額を速やかに乙に支払うものとする。この場合、支払を停止していた期間に係る利息は付さないものとする。

4　支払停止の対象、金額、期間及び解除の条件は、要求水準未達の内容、継続期間及び影響の程度を踏まえて定めるものとする。

5　第1項の規定に基づき、委託料の支払停止措置を講じた後、60日を経過しても、当該支払停止の理由となった要求水準の未達が是正されないときは、第83条第1項(3)号の定めに従うことができるものとする。

（委託料の減額）

第64条　乙の責めに帰すべき事由により要求水準の未達が生じた場合、甲は、当該要求水準の未達の内容、継続期間、本業務及び本件施設への影響の程度その他の事情を踏まえ、当該要求水準の未達に関係する業務に係る委託料の全部又は一部を減額することができる。

2　前項の規定による委託料の減額の対象となる要求水準の未達、減額の算定方法、減額の時期、手続その他必要な事項は、要求水準書その他本契約書類に定めるところによる。

3　第1項の規定は、不可抗力、甲の指示若しくは甲の責めに帰すべき事由、契約書類に定める条件を超える流入下水量若しくは流入水質、既存施設等の不具合その他乙の責めに帰すことができない事由により要求水準の未達が生じた場合には、適用しない。

4　第1項の規定により委託料が減額された場合であっても、乙は、要求水準の未達を改善する義務その他本契約に基づく義務を免れるものではなく、また、当該要求水準の未達により甲に損害が生じたときは、その損害を賠償すべき責任を免れない。

5　第63条の規定により委託料の支払が停止されている場合において、第1項の規定による減額額が確定したときは、甲は、当該支払停止額から減額額を控除して精算するものとし、支払停止額が減額額を超える場合は、その差額を乙に支払うものとする。

6　第 1 項の規定による委託料の減額と、第 4 項の規定による損害賠償その他本契約に基づく金銭上の請求が同一の事由に基づく場合は、同一の損害について甲が重複して填補を受けることのないよう、その額を調整するものとする。

（統括管理責任者等に対する措置請求）

第65条　第 63 条に定める委託料の支払停止のほか、再改善計画書に定める期日までに、当該要求水準の未達が是正されないときは、甲は、統括管理責任者又は乙の従事者若しくは第 32 条の規定により乙から業務を委託され、若しくは請け負った者及びこれら関係者の交代等に関して必要な措置を請求することができるものとする。

2　乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受理した日から 10 日以内に甲に通知しなければならない。

（監理責任者に対する措置請求）

第66条　乙は、監理責任者の職務の執行が不適当と認められるときは、甲に対し、その理由を明らかにして、必要な措置を請求することができるものとする。

2　甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受理した日から 10 日以内に乙に通知しなければならない。

第7節　委託料等

（委託料の額）

第67条　本事業の事業期間全体に係る委託料の予定総額は、●円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、本契約の定めに基づき委託料を変更する場合は、この限りでない。

2　前項に定める予定総額は、本事業の事業期間全体に係る委託料の予定額を示すものであり、各事業年度における具体的な委託料の額は、本契約書類及び本契約書別記 1 に定める当該事業年度の支払上限額の範囲内で、当該事業年度に係る実施契約に定めるものとする。

3　甲は、乙に対し、前項の実施契約に定める委託料を、当該事業年度における本業務の履行確認後、当該事業年度に係る本業務の対価として支払うものとする。

4　統括管理業務及び維持管理業務に係る費用については、当該事業年度に係る実施契約に定める額を当該事業年度における業務の履行確認後、支払うものとする。

5　修繕業務に係る委託料の額は、本契約書別記 1 に定める当該事業年度の支払上限額の範囲内で、当該事業年度における実績又は出来高に基づき確定するものとする。

6　更新支援業務に係る費用については、当該事業年度に実施した更新支援業務について甲が成果品の検査又は履行確認を行った上で、本契約書別記 1 及び当該事業年度に係る実施契約に定める支払上限額の範囲内で、当該事業年度における実績又は出来高に応じた額を支払うものとする。

7　本契約書別記 1 に定める各事業年度の支払上限額は、当該事業年度における委託料の支払の上限を示すものであり、当該支払上限額の全額について甲の支払義務が生じるものではない。

8　本契約の締結後、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）その他関係法令の改正により消費税及び地方消費税の税率が変更された場合は、当該事業年度に係る実施契約に定める委託料について、当該業務に適用される税率及び経過措置に従い、必要な変更を行うものとする。

9　甲は、乙が本契約に基づき甲に対して支払うべき違約金、損害賠償金、遅延損害金その他の金銭について、その支払期限が到来し、かつ、その額が確定している場合は、あらかじめ乙に書面で通知した上で、当該金額を委託料その他甲が乙に支払うべき金銭から控除することができる。

（支払の手続き）

第68条　乙は、前条及び本契約書別記1に定める費用の区分に応じ、甲による履行確認、完成確認、出来高確認又は成果品の検査が完了した後、委託料の支払を請求することができる。

2　甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に、委託料を支払わなければならない。なお、委託料は乙が指定する口座に振り込むものとする。

3　甲がその責めに帰すべき事由により第58条第2項の期間内に本業務の実施状況の確認を完了しないときは、その期限を経過した日から本業務の実施状況の確認を完了した日までの期間の日数は、前項の約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（物価の変動に基づく委託料の額の変更）

第69条　甲又は乙は、事業期間内において、契約締結の日から12箇月を経過した後、1年を経過するごとに、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託料の額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して委託料の額の変更を請求することができる。

2　前項の規定による委託料の変更は、日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数を用いて算定するものとする。ただし、当該指数の改廃その他の事情により当該指数を使用することが適当でない場合は、甲乙協議のうえ、これに代わる客観的かつ合理的な指標を定めるものとする。

3　改定後の委託料は、次の算式により算定するものとする。

　改定後の委託料＝改定前の委託料×改定時指数／基準時指数

4　前項に規定する基準時指数は、募集要項等の公表日の属する月の指数とし、改定時指数は、委託料の改定を行う年度の前年の同月の指数とする。ただし、当該時点の指数が公表されていない場合は、その時点において公表されている直近の確定値を使用するものとする。

5　前2項の規定による委託料の改定は、各事業年度の開始日から適用するものとする。算定に用いた指数が速報値から確定値に改定された場合であっても、当該年度の委託料について遡及して変更しないものとする。

6　電気料金、燃料費、薬品費、修繕材料費その他の費用について、企業向けサービス価格指数によってその価格変動を適切に反映することが困難であり、かつ、当該費用の変動が委託料に著しい影響を及ぼすと認められる場合は、甲乙協議の上、当該費用の変動を適切に反映する他の物価指数、単価資料又は実績額を用いて委託料を変更することができる。ただし、第31条第4項から第6項までの規定に基づき、個別に委託料の変更又は精算を行う費用については、本条の規定による委託料の改定の対象としない。

7　予期することのできない特別な事情により事業期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料の額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、委託料の額の変更を請求することができる。

8　前項又は第 6 項の規定による請求があったときは、甲乙協議のうえ、その額を定めるものとする。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知するものとする。

（業務量及び運転条件等の変動）

第70条　流入下水量、流入水質、汚泥発生量、ユーティリティ使用量、修繕数量その他本業務に係る数量又は条件が、本契約書類に定める基準値又は許容変動の範囲内である場合、当該変動を理由として委託料を変更しないものとする。ただし、要求水準書その他本契約書類において、特定の費用項目について調整条件、算定方法又は精算方法を個別に定めている場合は、当該費用項目の調整については、その定めによるものとする。

2　前項に掲げる数量又は条件が、本契約書類に定める基準値又は許容変動の範囲を超えて変動し、かつ、当該変動が本業務の業務量又は費用に著しい影響を及ぼす場合、甲又は乙は、相手方に対し、委託料その他の契約条件の変更を申し入れることができる。

3　前項の申入れがあった場合、甲乙は、当該変動の原因及び程度、本業務の業務量及び費用に及ぼす影響並びに本契約書類に定めるリスク分担を踏まえ、委託料その他の契約条件の変更について協議するものとする。

4　本件施設の運転条件、対象施設、業務範囲、業務数量、要求水準その他本業務の実施条件の変更により、ユーティリティ、薬品、燃料、消耗品その他の調達物の使用量が基準使用量から著しく変動した場合についても、前 2 項の規定を適用する。

5　委託料その他の契約条件の変更は、甲乙が書面により合意したときに、その効力を生ずるものとする。

第3章　リスク分担

第1節　一般事項

（流入下水量及び流入水質）

第71条　本業務の実施の前提となる流入下水量及び流入水質その他の流入条件は、要求水準書その他の本契約書類に定めるものとする。

2　流入下水量又は流入水質が前項に定める基準又は想定範囲を超えて変動した場合の対応及び費用負担については、第 70 条及び本契約書類に定めるリスク分担によるものとする。

3　乙は、流入下水量又は流入水質に異常を認めたときは、直ちに甲に報告し、被害及び影響の拡大を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（流入下水量等の基準）

第72条　本業務の実施の前提となる各処理施設の計画流入下水量、想定流入下水量、流入水質その他の基準は、要求水準書に定めるものとする。

2　前項に定める基準を超える流入が生じ、又は生じるおそれがある場合、甲乙は、その原因、継続見込み及び本業務への影響を確認し、必要な対応について協議するものとする。ただし、緊急を要する場合、乙は、要求水準書及び事業継続計画（BCP）に従い、必要な応急措置を講じるものとする。

3　第 1 項に定める基準を超える流入により、施設の改築、更新その他の措置が必要となる場合、甲は、その実施について検討するものとする。

4　前 2 項の対応により乙に追加費用又は損害が生じた場合、その負担は、発生原因及び本契約書類に定めるリスク分担を踏まえ、甲乙協議の上で定めるものとする。

（所有権）

第73条　本件施設の所有権は、甲に帰属する。

2　乙が第 41 条の規定に基づき設置する設備、機器その他の物件の所有権及び本契約終了時の取扱いは、甲がその設置を承諾する際に、甲乙協議の上で定めるものとする。

（保険）

第74条　乙は、事業期間中、自己の費用及び責任により、本業務の実施に必要な第三者賠償責任保険、労働者災害補償保険その他本契約書類に定める保険に加入し、これを維持しなければならない。

2　乙は、前項の保険に加入したとき及びこれを更新したときは、保険証券その他保険の内容を確認できる書類の写しを、速やかに甲に提出するものとする。

（一般的損害）

第75条　本業務の実施により生じた損害のうち、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害は、乙が負担する。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。

2　甲及び乙の双方の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合、その損害は、それぞれの責任の程度に応じて甲乙が負担するものとする。

3　前2項に定めるもののほか、損害の負担について本契約に別段の定めがある場合は、その定めによるものとする。

（第三者に及ぼした損害）

第76条　本業務の実施により第三者に損害を及ぼし、当該第三者に対して賠償する必要がある場合、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害は、乙が負担する。

2　前項の損害のうち、甲の指示その他甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。ただし、乙が、当該指示が不適切であること又は損害が生じるおそれを知りながら、合理的な理由なく甲に通知しなかった場合は、この限りでない。

3　本業務を適正に実施する上で通常避けることができない騒音、振動その他の事由により第三者に生じた損害は、甲が負担する。ただし、乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより損害が拡大した場合、その拡大部分は乙が負担する。

4　第三者から損害賠償の請求を受け、又は第三者との間に紛争が生じた場合、甲乙は、直ちに相手方に通知し、協力してその解決に当たるものとする。

（遅延損害金）

第77条　甲又は乙が、本契約に基づき相手方に支払うべき金銭の支払を遅延した場合、支払期限の翌日から支払を完了した日までの日数に応じ、未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を、遅延損害金として相手方に支払うものとする。

第2節　法令変更

（法令変更に伴う通知及び協議）

第78条　本契約締結日後に、法令、条例、規則、政策その他これらに類するものの制定、改廃又は変更が行われ、本契約書類に従って本業務を実施することができなくなり、又は著しく困難となった場合、甲又は乙は、その内容及び本業務への影響を記載した書面により、直ちに相手方に通知しなければならない。

2　法令変更により、本契約に基づく義務の履行が法令に違反することとなる場合、甲及び乙は、当該違反となる範囲に限り、その義務の履行を要しない。ただし、甲乙は、法令変更による影響及び損害を最小限にするため、合理的な措置を講じなければならない。

3　第1項の通知があった場合、甲乙は、法令変更への対応方法、本契約書類、委託料、事業期間その他の契約条件の変更について、速やかに協議するものとする。

4　前項の協議が相当の期間内に整わない場合、甲は、法令に違反しない範囲で、乙に対応方法を通知することができる。この場合、乙は、安全上又は技術上実施困難である場合を除き、当該通知に従うものとする。

5　前項の対応により追加費用又は損害が生じた場合、その負担は次条の定めによる。

（法令変更に伴う増加費用又は損害の負担）

第79条　法令、条例、規則、政策その他これらに類するものの制定、改廃又は変更により、本業務に合理的な増加費用又は損害が生じた場合、その負担は、次の各号によるものとする。

(1) 特定法令等変更により乙に生じた合理的な増加費用又は損害については、甲が負担する。

(2) 特定条例等変更により乙に生じた合理的な増加費用又は損害については、甲が負担する。

(3) 法人、事業者又は使用者一般に適用される法令等の変更によるものについては、乙が負担する。

(4) 消費税及び地方消費税の税率変更並びに本業務の対価に直接課される税の新設又は変更によるものについては、甲が負担する。

(5) 法人の利益、所得その他乙の事業経営一般に課される税の新設又は変更によるものについては、乙が負担する。

2　前項第 1 号又は第 2 号に定める増加費用又は損害については、乙による損害の軽減措置の実施状況その他の事情を踏まえ、甲乙協議の上、その範囲及び額を定めるものとする。

3　第 1 項第 1 号又は第 2 号の場合において、委託料の変更によることが適当でないと甲乙が認めるときは、事業期間の変更その他合理的な方法により調整することができる。

第3節　国の補助金制度の変更等

（国の補助金制度の変更等に伴う措置）

第80条　事業期間中に、国の補助金又は交付金に係る制度の新設、変更又は廃止その他これらに類する事由が生じ、本業務の内容、業務量、事業実施計画又は委託料に影響を及ぼすと認められる場合は、甲及び乙は、その影響について協議し、本事業の継続に必要な措置を講ずるものとする。

2　甲が国に対して要望した補助金又は交付金の額と実際の交付額との間に相違が生じた場合は、甲及び乙は、当該補助金又は交付金の対象となる業務について、交付額及び甲が確保する財源を踏まえ、業務内容、対象施設、実施時期その他必要な事項を協議し、5 箇年事業実施計画書、年間事業実施計画書その他必要な計画を見直すものとする。

3　前項の対象業務は、見直し後の計画に基づき、確保した財源により実施可能な範囲で実施するものとする。補助対象外の業務については、交付額の相違のみを理由として業務を縮小し、又は中止するものではない。

4　前 3 項の規定により事業実施計画書の見直しが必要となった場合は、甲及び乙は、その内容について協議し、乙は、必要に応じて事業実施計画書を変更し、甲の承諾を得るものとする。

5　前項の見直しにより、本業務の内容又は業務量に変更が生じ、委託料その他の契約条件を変更する必要がある場合は、第 70 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

第4節　不可抗力

（不可抗力に伴う通知及び契約内容の変更）

第81条　不可抗力により、本契約書類に従って本業務を実施することができなくなり、又は著しく困難となった場合、甲又は乙は、その内容及び本業務への影響を記載した書面により、直ちに相手方に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、口頭その他適切な方法により通知し、事後速やかに書面を提出するものとする。

2　甲及び乙は、不可抗力により履行不能となった義務について、その影響が継続する範囲及び期間に限り、履行責任を負わない。ただし、乙は、要求水準書及び事業継続計画（BCP）に定める応急措置その他実施可能な措置を講じなければならない。

3　甲は、第1項の通知を受けたときは、乙と共同して不可抗力の内容、施設の被害、業務への影響及び必要な措置を確認するものとする。

4　甲乙は、不可抗力への対応方法、本契約書類、委託料、事業期間その他の契約条件の変更について、速やかに協議するものとする。

5　前項の協議が相当の期間内に整わない場合、甲は、安全上及び技術上実施可能な範囲で、乙に応急措置又は業務継続の方法を通知することができる。

6　前項の措置により追加費用が生じた場合、その費用は、次条及び本契約書類に定めるリスク分担に従い負担するものとする。

（不可抗力による委託料の支払）

第82条　不可抗力により本業務の全部又は一部を実施することができない場合、甲乙は、当該不可抗力の影響、業務の実施状況、乙に発生する固定費及び追加費用、業務を実施しなかったことにより不要となった費用並びに本契約書類に定めるリスク分担を踏まえ、委託料の変更について協議するものとする。

2　前項の場合において、業務を実施しなかったことにより、乙に合理的に不要となった費用があるときは、当該費用を委託料から減額することができる。

3　乙が甲の指示又は本契約書類に従い、応急措置、復旧対応その他必要な業務を実施したことにより追加費用が生じた場合、その費用の負担は、本契約書類に定めるリスク分担を踏まえ、甲乙協議の上で定めるものとする。

4　甲は、第1項の協議が成立するまでの間、不可抗力の影響を受けていない業務及び乙が現に実施した業務に係る委託料を支払うものとする。

第4章　契約の終了

第1節　契約の解除

（甲による契約の解除）

第83条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行又は是正を催告し、その期間内に履行又は是正がなされない場合、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　乙の責めに帰すべき事由により、事業開始日を経過しても本業務を開始せず、又は相当の期間内に開始する見込みがないと認められるとき。

(2)　乙の責めに帰すべき事由により、本件施設の運転管理その他の重要な業務を継続して実施せず、本事業の目的を達成することが困難であると認められるとき。

(3)　乙の責めに帰すべき重大な要求水準未達が生じ、本契約に定める改善要求及び改善期間を経ても、当該未達が是正されないとき。

(4)　乙が、正当な理由なく本業務を放棄し、又は本業務を継続する意思がないことを明らかにしたとき。

(5)　前各号に定めるもののほか、乙が本契約上の重要な義務に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　乙が単独企業である場合の乙又は乙が共同企業体である場合の代表企業若しくは構成企業について、破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算の開始が決定されたとき、又は当該代表企業若しくは構成企業が自らこれらの手続開始を申し立てたとき。

(2)　乙が単独企業である場合の乙又は乙が共同企業体である場合の代表企業若しくは構成企業が支払不能若しくは支払停止となり、又は手形若しくは小切手が不渡りとなるなど、乙の信用状態が著しく悪化し、本業務を継続することが困難であると認められるとき。

(3)　乙が本契約上の義務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4)　前各号に掲げる場合のほか、乙の責めに帰すべき事由により本業務の継続が客観的に不可能であると認められるとき。

(5)　乙又は乙が共同企業体である場合の構成企業が、水戸市建設工事等からの暴力団等の排除に関する要項に定める排除対象に該当すると認められるとき。

(6)　乙が単独企業である場合の乙又は乙が共同企業体である場合の代表企業若しくはその他の構成企業が、第 88 条第 1 項各号のいずれかに該当したとき。

3　構成企業の一部に前項第 1 号又は第 2 号の事由が生じた場合、甲は、当該事由が本業務の履行に及ぼす影響、他の構成企業による履行継続の可能性及び構成企業の変更の可否を確認した上で、本契約の解除の要否を判断するものとする。

4　不可抗力、甲の責めに帰すべき事由その他乙の責めに帰することができない事由による業務停止又は要求水準未達は、第 1 項の解除事由に含まれないものとする。

5　乙の責めに帰すべき事由により本契約の全部又は一部が解除された場合、乙は、解除日の属する事業年度に係る実施契約に定める委託料の額の 10 分の 1 に相当する額を、違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、本契約の一部のみが解除された場合は、当該解除の対象となる業務に係る委託料の額の 10 分の 1 に相当する額とする。

6　前項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に定める違約金の額を超える場合、甲は、乙に対し、その超過額について損害賠償を請求することができる。

（公益上の必要による甲の解除）

第84条　甲は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、乙に対し、解除しようとする日の 6 箇月前までに書面により通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2　前項の規定により本契約が解除された場合、甲は、解除日までに乙が履行した業務に係る未払委託料及び当該解除により乙に生じた合理的な増加費用その他の損害を負担するものとする。

3　前項の費用及び損害から、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害、契約の解除により乙に生じなくなった費用及び乙が合理的に回避することができた費用を控除するものとする。

4　前 2 項に定める費用及び損害の額は、甲乙協議の上で定めるものとする。

（乙による契約の解除）

第85条　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて履行又は是正を催告し、その期間内に履行又は是正がなされない場合、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　甲が、正当な理由なく、支払期限から 60 日を経過しても委託料を支払わないとき。

(2)　甲が本契約上の重要な義務に違反し、その違反により本業務の継続が困難となったとき。

(3)　甲の責めに帰すべき事由により、本業務の全部又は重要な一部の履行が不能となったとき。

2　前項の規定により本契約が解除された場合、甲は、解除日までに乙が履行した業務に係る未払委託料及び甲の指示に基づき実施した引継ぎその他の業務に係る費用を支払うものとする。

3　乙は、第 1 項の解除によって生じた損害について、甲に対し、その賠償を請求することができる。ただし、解除事由が甲の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

（法令変更による契約の解除）

第86条　第 78 条に定める協議を行ったにもかかわらず、特定法令等変更又は特定条例等変更により本業務の全部若しくは重要な一部の継続が客観的に不可能となったとき、又は本契約の変更によっても本事業の継続に著しく過大な費用を要すると認められるときは、甲又は乙は、相手方に書面により通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2　甲及び乙は、前項の規定による解除に先立ち、本契約書類、委託料、事業期間その他の契約条件の変更による本事業の継続の可能性について、誠実に協議するものとする。

3　第 1 項の規定により本契約が解除された場合、甲は、解除日までに乙が履行した業務に係る未払委託料を支払うものとする。

4　特定法令等変更による解除に伴い乙に合理的な増加費用又は損害が生じた場合、その負担は、第 79 条第 1 項第 1 号の規定によるものとする。

5　特定条例等変更による解除に伴い乙に合理的な増加費用又は損害が生じた場合、その負担は、第 79 条第 1 項第 2 号の規定によるものとする。

6　本条の規定による解除に伴う業務の引継ぎについては、第 90 条の定めによるものとする。

（不可抗力による契約の解除）

第87条　不可抗力により本件施設の全部又は本事業の継続に不可欠な重要な部分が滅失し、本事業の継続が客観的に不可能となったときは、本契約は終了するものとする。

2　第 81 条に定める協議を行ったにもかかわらず、不可抗力の影響が長期間継続し、本業務の全部若しくは重要な一部の継続が客観的に不可能となったとき、又は本業務の継続に著しく過大な費用を要すると認められるときは、甲は、乙と協議を行った上で、乙に書面により通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3　前 2 項の規定により本契約が解除され、又は終了した場合、甲は、次に掲げる費用を乙に支払うものとする。

(1) 解除日又は終了日までに乙が履行した業務に係る未払委託料

(2) 甲の指示に基づき実施した応急措置、復旧対応及び引継ぎに要した合理的な費用

(3) 解除又は終了に伴い不可避的に発生する合理的な撤去費用その他の費用

4　前項の費用から、業務を実施しないことにより乙に生じなくなった費用及び乙が合理的に回避できた費用を控除するものとする。

5　前 2 項に定める費用の負担は、本契約書類に定める不可抗力のリスク分担を踏まえ、甲乙協議の上で定めるものとする。

（談合等不正行為に対する違約金等）

第88条　本契約に関し、乙が単独企業である場合の乙又は乙が共同企業体である場合の代表企業若しくはその他の構成企業（以下本条において「対象企業」という。）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、第 67 条第 1 項に定める委託料予定総額（当該予定総額が変更された場合は、変更後の予定総額）の 100 分の 15 に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 本契約に関し、対象企業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条に違反し、又は対象企業が構成事業者となっている事業者団体（以下本条において「当該事業者団体」という。）が独占禁止法第 8 条第 1 号に違反したことにより、公正取引委員会が対象企業又は当該事業者団体に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項又は第 8 条の 3 に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 に基づく排除措置命令（以下「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、対象企業又は当該事業者団体に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反する行為があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、対象企業又は当該事業者団体に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が当該期間に事業者の選定が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 本契約に関し、対象企業（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する刑が確定したとき。

(5) 本契約に関し、対象企業の役員又は使用人について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、甲がその超過額について損害賠償を請求することを妨げない。

第2節 契約終了時の措置

（事業期間満了に伴う業務引継ぎ等）

第89条 乙は、事業期間の満了に際し、本業務が継続的かつ円滑に実施されるよう、事業期間終了日までに、甲又は甲が指定する者に対し、本件施設の運転管理、保守管理、修繕、更新支援、台帳管理その他本業務に関する資料、データ、記録、ノウハウ及び留意事項を引き渡し、必要な説明、研修及び指導を行うものとする。

2 前項の引継ぎのうち、要求水準書に定める通常の引継ぎに要する費用は、委託料に含まれるものとする。甲が要求水準書に定める範囲を超える引継ぎを求めた場合の追加費用は、甲乙協議の上で定めるものとする。

3 甲が引継ぎの全部又は一部を必要としないと認め、乙に書面で通知した場合、乙は、当該部分の引継ぎを行うことを要しない。

4 引継ぎの実施時期、期間、対象資料、研修内容その他必要な事項は、要求水準書に定めるものとする。

（契約解除に伴う業務引継ぎ等）

第90条 本契約が事業期間の満了前に解除され、又は第 87 条第 1 項の規定により終了した場合、乙は、甲が指定する期日までに、甲又は甲が指定する者に対し、前条第 1 項に定める引継ぎを行わなければならない。

2 乙の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合、通常必要となる引継ぎに係る費用は、乙が負担するものとする。

3 甲の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合、引継ぎに係る合理的な費用は、甲が負担するものとする。

4 法令変更若しくは不可抗力により本契約が解除され、又は第 87 条第 1 項の規定により本契約が終了した場合、引継ぎに係る費用の負担は、第 79 条又は第 82 条に定めるリスク分担を踏まえ、甲乙協議の上で定めるものとする。

5 解除事由その他の事情により乙が引継ぎを行うことができない場合、甲は、乙の役員、従業員、構成企業、協力企業その他の関係者に対し、合理的な範囲で引継ぎへの協力を求めることができる。

（契約終了時の既存施設等の確認）

第91条　本契約が終了する場合、甲乙は、双方立会いの上、第 29 条に基づく事業開始時の確認記録、事業期間中の修繕・改築・更新履歴その他の記録と照合し、本件施設の状態、機能及び管理状況を確認するものとする。

2　前項の確認は、通常の使用による劣化、経年劣化、不可抗力、甲の指示その他乙の責めに帰することができない事由による変化を考慮して行うものとする。

3　確認の結果、乙の責めに帰すべき事由による本件施設の損傷、機能低下その他の不具合が認められた場合、甲は、乙に対し、相当の期間を定めて修補その他必要な措置を請求することができる。

4　前項の措置が困難又は著しく不合理である場合、甲乙は、損害賠償その他の対応について協議するものとする。

5　本契約終了時に合理的に発見することができなかった不具合について、甲が契約終了後 1 年以内に乙へ通知し、かつ、当該不具合が乙の責めに帰すべき事由により生じたことが確認された場合、前 2 項を適用する。

（改良施設の撤去等）

第92条　本契約が終了した場合、乙は、第 41 条の規定に基づき乙が設置し、その所有に属する設備等を、自己の費用及び責任により撤去し、必要な原状回復を行うものとする。

2　前項の規定にかかわらず、甲乙が当該設備等の残置又は甲への譲渡について合意した場合、乙は、当該合意に従うものとする。

3　撤去又は原状回復の範囲、方法及び期限は、設備等の設置を甲が承諾する際に定めるものとする。

（所有権の移転）

第93条　甲が、乙の所有に属する設備等の譲渡を求め、乙がこれを承諾した場合、当該設備等の所有権は、甲乙が合意した日に甲へ移転するものとする。

2　前項の譲渡の対価、引渡方法、危険負担、付属資料その他必要な事項は、当該設備等の取得価格、減価償却、残存価値、設置費用及び撤去費用等を踏まえ、甲乙協議の上で定めるものとする。

3　設備等の設置を甲が承諾する際に、契約終了時の無償譲渡その他の取扱いをあらかじめ定めた場合、その定めによるものとする。

第5章　補則

（個人情報の取扱い）

第94条　乙は、本業務において取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、水戸市個人情報保護法施行条例（令和 5 年水戸市条例第 2 号）その他関係法令等並びに甲が定める個人情報の取扱いに関する規程等を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

2　乙は、個人情報を本業務以外の目的に利用し、又は甲の事前の書面による承諾なく第三者に提供してはならない。

3　乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事故が発生し、又はそのおそれがあることを知った場合、直ちに甲へ報告し、その指示に従わなければならない。

4　乙は、本契約の終了時又は甲の指示があったときは、個人情報を含む資料及び電磁的記録を返還し、消去し、又は廃棄し、その結果を甲に報告しなければならない。

5　乙が本業務の一部を再委託する場合、再委託先に対しても本条と同等の義務を負わせ、その履行について責任を負うものとする。

6　乙は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

7　甲は、個人情報の適正な取扱いを確認するため必要があると認めるときは、乙に対してその取扱状況について報告を求め、又は実地に調査若しくは監査を行うことができる。乙は、これに協力しなければならない。

（解釈）

第95条　甲が本契約に基づき書類の受理、通知、立会い、承認、承諾を行い、又は説明若しくは報告を求めたことを以って、甲が乙の責任において行うべき本業務の一部又は全部について責任を負担するものと解釈してはならない。

（契約の変更）

第96条　本契約に定めがあるほかは、甲と乙の両者が書面により合意した場合にのみ契約内容の変更が行えるものとする。

（公租公課の負担）

第97条　本契約及び本業務の実施に関して乙に課される公租公課は、乙の負担とする。ただし、消費税及び地方消費税並びに第 79 条その他本契約において甲の負担と定める公租公課については、この限りでない。

（管轄裁判所）

第98条　契約に関する紛争は、水戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするとともに、甲及び乙は、同裁判所の専属的管轄に服することに同意する。

（契約書に定めのない事項及び解釈の疑義）

第99条　本契約書類に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本契約書類の解釈に関して疑義を生じたときは、その都度、甲及び乙が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

別記１　委託料支払い表＜第 67 条、第 68 条＞

【総括表】

種別	区分 年度	公共下水道事業会計	
		下水道事業分	
		税別	税込
施設管理経費	令和10年度		
	令和11年度		
	令和12年度		
	令和13年度		
	令和14年度		
	令和15年度		
	令和16年度		
	令和17年度		
	令和18年度		
	令和19年度		
小計		0	0
修繕費（事業期間計）※			
更新支援業務に 係る費用※	令和10年度		
	令和11年度		
	令和12年度		
	令和13年度		
	令和14年度		
	令和15年度		
	令和16年度		
	令和17年度		
	令和18年度		
	令和19年度		
小計		0	0
合　計		0	0

※：記載数値は、事業期間又は当該年度における支払い上限額を示す。

【内訳表】

種別	区分 年度	公共下水道事業会計	
		下水道事業分	
		税別	税込
施設管理経費	令和●年　●月		
	令和●年　●月		
	令和●年　●月		
	令和●年　●月		
	令和●年　●月		
	令和●年　●月		
	令和●年　●月		
	令和●年　●月		
	令和●年　●月		
	令和●年　●月		
	令和●年　●月		
	令和●年　●月		
計		0	0
施設管理経費	令和●年　●月		
	令和●年　●月		
	令和●年　●月		
	令和●年　●月		
	令和●年　●月		
	令和●年　●月		
	令和●年　●月		
	令和●年　●月		
	令和●年　●月		
	令和●年　●月		
	令和●年　●月		
	令和●年　●月		
計		0	0